

答 申 第 6 3 号
(諮 問 第 6 2 号)

平成 3 0 年 9 月 1 3 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

平成 29 年 12 月 26 日付け鎌総第 2777 号で諮問のあった下記の事案
について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

平成 29 年 8 月 9 日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「鎌倉市執務環境等調査業務委託公募型プロポーザルの選定結果の評価点の内訳（評価項目別）がわかる文書一式」に対して実施機関鎌倉市長が平成 29 年 8 月 23 日付けで行った行政文書一部公開決定処分は、妥当である。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、平成 29 年 8 月 9 日付けで鎌倉市情報公開条例（平成 13 年 9 月 28 日条例第 4 号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「鎌倉市執務環境等調査業務委託公募型プロポーザルの選定結果の評価点の内訳（評価項目別）がわかる文書一式」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、平成 29 年 8 月 23 日付け鎌倉市指令行第 3 号で行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、平成 29 年 8 月 24 日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が平成 29 年 8 月 24 日に提出した審査請求書、同年 9 月 21 日に提出した反論書及び平成 30 年 6 月 4 日実施の口頭意見陳述における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

ア 条例第 6 条第 2 号ア該当による公開しない部分について、処分庁が公開したプロポーザルの選定結果は、採点表において事

業者の点数が開示されない限り、選定された結果を客観的に判断することができず、処分庁の裁量で事業者を選定したと疑われたとしてもしかたがない。

また、「鎌倉市プロポーザル方式等の実施に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を持ち出しているが、このガイドラインは法的根拠にはならず、条例の目的をおろそかにするものである。

イ 条例第6条第3号該当による公開しない部分の理由について、「選定委員ごとの採点内訳を公開した場合、選定に際して個別の委員がどのような評価をしたのかが明らかになり、第三者が選定結果に関する不服や批判等を個別の委員に向けるおそれがあります。このことは、自らの見識や信念に従った評価を中立的に行う条件が損なわれ、今後同様の選定を実施しようとする場合に公平な選定がなされないおそれがあるものです。」とするが、選定委員はすべて鎌倉市職員であるので説明責任において、その採点結果を開示すべきである。

ウ 本件処分の公開しない理由における「おそれ」については処分庁の主観の説明であり、法的保護に値する蓋然性に言及しないことは、理由付記としては不当である。

3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

平成29年9月19日付けで提出された弁明書及び平成30年7月2日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

(1) 条例第6条第2号アを根拠として非公開としている部分には、評価項目ごとに事業者に対する具体的な採点結果が記載されている。これを公開した場合、どの項目でいかなる評価をされているかが明らかとなり、相対的に低い評価を受けている項目及びその評価の程度が客観的に明らかとなる。

また、合計点についても、それが公開されることになれば、劣っている程度が客観的に明らかとなる。評価項目及び評価基準が評価対象である法人の生産技術や営業活動、信用に関する情報であることを鑑みれば、上記の事実が明らかとなることで、事業者の権

利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが客観的に存することは明らかである。

なお、ガイドラインにおいても上記の趣旨に鑑み、落選した者の競争上の地位に配慮し、また、より多くの提案を受け競争性を向上させる趣旨から、事業者ごとの評価点内容を明らかにしないこと及び応募が2者の場合は、事業者名は2者とも公表するが落選者の評価点は公表しないことと明記されている。

- (2) 条例第6条第3号を根拠として非公開としている部分には、選定委員名が記載されている。これを公開した場合、選定委員ごとの具体的な採点内訳が明らかとなることから、委員の採点内訳や他の委員との採点の差について、第三者が委員に対し不服や批判を申し立てるといった外部からの干渉や圧力が生じることが考えられる。そのような干渉や圧力により審議の場において自由かつ率直な意見の交換が不当に妨げられるおそれがあることは客観的に明らかである。

なお、選定委員名自体はホームページで公表されている。

- (3) 条例第6条第4号イを根拠として非公開としている部分には、採点時における評価項目ごとの具体的な評価基準が記載されている。また、備考欄には評価項目ごとの事業者の採点の根拠となった数値等が記載されており、評価基準を類推することができる内容となっている。

これらの情報が明らかとなれば、今後同種の選定を行う場合において、事業者の能力が不足しているにも関わらず、評価点を高くするために、上記の詳細な評価基準に沿う形で意図的に企画提案書を作成及び提出するといった事態が生じるおそれがある。その結果、実施機関において事業者が有する能力を正確に把握することができなくなれば、契約に係る事務に関し、実施機関の財産上の利益を不当に害するおそれがあることは客観的に明らかである。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書、口頭意見陳述及び実施機関からの弁明書、決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

- (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、鎌倉市が実施した鎌倉市執務環境等調査業務委託公募型プロポーザルの集計表及び事務局書類採点結果であり、評価項目、評価基準、配点、配点内訳、審査委員名、合計点、関連事項、分類配点及び備考が記載されている。

本件対象文書について、実施機関は条例第6条第2号ア、同条第3号及び同条第4号イに該当するものとして一部公開決定を行っていることから、実施機関の処分について検討する。

(2) 条例第6条第2号ア該当性について

ア 条例第6条第2号アは、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、（中略）公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

イ 当審査会が本件対象文書を見分したところ、本件対象文書中の集計表及び事務局書類採点結果のうち、非公開とされた部分には、審査委員が採点した評価点が記載されている。実施機関はガイドラインに基づき評価点を非公開としたと主張するが、この評価点が公開されれば、点数を他者と比較され、低く評価されている項目が明らかになる。

本件プロポーザルにおいては、事業者は2者のみであることから、仮に採点結果における落選者の社名を非公開としても、事業者名が公表されている以上、落選者の評価点は特定されることになる。

このことは、選考に参加した結果として選定されなかったということ以上に、当該事業者の正当な利益を害することにつながる情報であり、公開することによって当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、評価点を条例第6条第2号アに該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(3) 条例第6条第3号該当性について

ア 条例第6条第3号は、「実施機関（中略）内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又

は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

イ 一般的に、いわゆるプロポーザル方式による業者選定は、競争入札方式のように価格の点だけで業者選定を行うのではなく、客観的な数値で示されていない事業者の提案内容や業務遂行能力等を評価する必要がある。その評価にあたっては、各委員が各々の知識や見識に従い公正、中立な立場で行わなければならない。

本件における委託事業者の選定においても、8つの視点から評価を行い、その評価の合計によって選定を行っているが、こうした選定方式の前提として、各委員が、評価の対象以外の事由に左右されることなく、自己の見識や信念に基づき自立的な評価を行うことのできる条件を確保する必要がある。

集計表の委員名を公開すると、個別の委員がいかなる評価をしたのかが明らかになり、選定から外れた事業者やその関係者といった利害関係人が、選定されなかった不服や批判を自己に不利な評価をした委員に向ける可能性を否定することはできない。このことに対する懸念が、委員に利害関係人等から受ける批判等に対応する負担を極力回避したいという心理的圧迫感を生じさせ、その結果、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

したがって、公正で中立な意思決定に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、委員名を条例第6条第3号に該当するとして非公開とした判断は妥当である。

(4) 条例第6条第4号イ該当性について

ア 条例第6条第4号は、「実施機関又は国の機関、(中略)が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報とし、「次に掲げるおそれ」としてアからオまでの5つを挙げているが、イとして「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市(中略)の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」を定めている。

イ 本件対象文書を見分したところ、採点時における評価項目ご

との具体的な評価基準が記載されている。また、備考欄には評価項目ごとの事業者の採点の根拠となった数値等の記載が認められた。

評価基準や採点の根拠となった数値を公開することにより、今後同種の選定を行う場合、実際の能力にかかわらず、評価基準に特化した事前の用意を行うなど、あたかも能力があるかのような企画提案書を提出することが可能となる。そのため、事業者の能力を正確に把握し、適切な委託事業者を選定するといったプロポーザル方式による選定作業に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。

なお、実施機関は条例第6条第4号イに該当することにより非公開としたが、事務の性質を鑑みるに条例第6条第4号本文「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当すると解するのが、妥当である。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
29 / 8 / 9	行政文書公開請求書が提出される
8 / 23	行政文書一部公開決定通知書送付
8 / 24	審査請求書が提出される（処分庁：行革推進課 審査庁：総務課）
9 / 19	処分庁が弁明書を提出
9 / 21	審査請求人が審査庁に反論書を提出
11 / 14	口頭意見陳述を実施
12 / 26	審査会に対し諮問
30 / 5 / 17	審査請求人から意見書を受理
5 / 21	審査請求人から口頭意見陳述申立書を受理
5 / 21	実施機関に意見書（写）送付
6 / 4	第96回審査会で審議 （審査請求人からの口頭による意見陳述）
7 / 2	第97回審査会で審議 （実施機関からの口頭による決定理由説明）
8 / 6	第98回審査会で審議
9 / 3	第99回審査会で審議
9 / 13	答申（答申第63号）